

令和7年度はだか麦利用促進事業委託業務に係る 企画提案審査要領

1 趣旨

令和7年度はだか麦利用促進事業委託業務の公募に応じて申し込みのあった者の中から、事業遂行能力が認められ、事業の趣旨に沿った事業実施に最も適している者を契約候補者として選定する。

2 選定方法

愛媛県が設置する選定審査会において、応募事業者から提出された令和7年度はだか麦利用促進事業に係る企画提案書等（以下「企画提案書等」という。）を別記「審査基準」に基づき総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った一の者を契約予定者として選定する。

なお、選定審査会は、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行うこととする。

3 審査員

次の職にある者をもって充てる。

- ・愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長
- ・愛媛県愛のくにえひめ営業本部マネージャー
- ・愛媛県農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課長

4 審査方法

- (1) 愛媛県は、応募事業者から、プロモーション業務に係る企画提案書等の提出を受けた後、内容に不備がないか等を確認したうえで、審査員に当該企画提案書等と別紙「採点票」を配付し、審査を依頼する。
- (2) 審査員は、採点票に記載の配点基準に従い、項目ごとに評点を行う。
- (3) 審査員1人当たりの合計点は100点満点とし、平均点数が60点以上の応募者を選定対象とする。
- (4) 各審査員の採点結果を基本に、選定審査会で総合的に判断し、契約予定者を決定する。
- (5) この他、これらによりがたい事項が生じた場合は、選定審査会で協議を行う。

5 その他

審査方法等について疑義が生じた場合は、必要に応じて審査員が協議して定めるものとする。

令和7年度はだか麦利用促進事業委託業務に係る企画提案公募審査基準

No.	審査事項	評価ポイント	配点
1	提案内容 (70点)	はだか麦のイメージ向上につながるものとなっているか。	20点
		消費者の理解促進や購買行動につながるものとなっているか。	20点
		PR資材やPR動画の作成方針が妥当なものとなっているか。	10点
		情報発信方法が効果的なものとなっているか。	10点
		仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか。また、その内容は効果的なものとなっているか。	10点
2	業務実施能力 (20点)	同種業務の受託実績とその内容（成果）は十分か。	10点
		全体スケジュールや業務実施スタッフが示され、確実に進行管理できる体制となっているか。	10点
3	経費 (10点)	経費の積算が、提案内容を実現するに当たり現実的、効果的かつ具体的であるか。	10点

採点基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
20点配点	20点	16点	12点	8点	4点
10点配点	10点	8点	6点	4点	2点